

後期高齢者医療保険平成26年度から保険料率が改定されます

後期高齢者医療制度では、財政運営期間が2年間となっています。総医療費と1人当たり医療費とも、岩手県の伸びは全国の伸びと比べ、ゆるやかですが毎年増加している状況であり、この医療費の財源に充てるため、保険料率を改定します。

■岩手県の後期高齢者1人あたりの平均保険料
24・25年度…37,705円 26・27年度…40,115円

■保険料率
24・25年度の保険料率
均等割額…35,800円 所得割率…6.62%
26・27年度の保険料率
均等割額…38,000円 所得割率…7.36%

■軽減が拡大されます

▷均等割額の5割軽減対象者が拡大

これまで、被保険者が世帯主で世帯に他の被保険者がいない場合、均等割額の5割軽減は適用されませんでした。所得金額に応じて適用されることとなります。

また均等割額の5割軽減が適用される基準が変更され、これまで2割軽減を受けていた人でも5割軽減になる場合があります。

▷均等割額の2割軽減対象者が拡大

均等割額の2割軽減が適用される基準が変更され、軽減を受けられる対象所得金額が拡大されます。

例えば、夫婦二人世帯で共に被保険者の場合、2割軽減を受けられる対象所得金額が、これまでの103万円以下から123万円以下に拡大となります。

■賦課限度額が引き上げられます

賦課限度額とは、保険料の1年間の上限金額です。26年度の保険料から、現在の55万円から57万円に引き上げられます。

■保険料の計算方法

保険料は、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。

▷被保険者の保険料

38,000円(均等割額) + 被保険者の所得 × 7.36%(所得割)(100円未満切り捨て)

※ 所得割額の算定に係る被保険者の所得は「基礎控除後の総所得金額等」を基準とします。

■26年度の保険料額について

26年度の保険料は、25年中の所得の状況に基づいて、7月に決定します。

現在、年金から保険料が天引きされている特別徴収の方の、4・6・8月に支給される年金から天引きされる保険料は、平成25年度の保険料額を基に計算した仮の金額となっています。26年度の保険料が決まったのち、すでに天引きされた額を差し引いて、残りの保険料を10月以降に納めていただく仕組みになっています。

詳しくは、7月中旬に届く通知書をご確認ください。

■問い合わせ先

岩手県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎019-606-7500
町民福祉課 ☎46-5562



子育て支援センターでは、さまざまな活動を予定し、会員を募集しています。

園開放 毎週月～金曜日
自由に遊具で遊んだり、幼稚園・保育所のお友だちと一緒に遊んだりします。
対象：0歳から就学前の在宅児
場所と時間
▽子育て支援センター(平泉保育所内)
9時30分～14時30分
▽長島保育所(毎週水曜日)
9時30分～11時

園庭開放 毎週月～金曜日
二葉きらり園の園庭を開放しています。遊具などで自由に遊ぶことができます。

のびのびクラブ(会員制)
月に1回遠足や誕生会などの企画を行っています。会員は随時募集しています。
対象：1歳からの在宅児
時間：9時30分～11時30分
場所：町内施設ほか

のびのび広場
自由に遊べる楽しい場です。トイレットレーニングや歯磨き指導などの子育て支援も行う予定です。
対象：1歳から就学前の在宅児
時間：10時～11時30分
場所：町内施設ほか

なかよしサロン
地域の未就学児を対象とした交流の場です。
対象：0歳から就学前の在宅児
時間：10時～11時30分
場所：長島公民館

給食試食会
子育て支援センターで行っています。

音楽サークル
子育てしながら音楽を通して、子ども同士、親同士の交流をしています。

4月の予定

◎園開放日(園庭・園舎)
▽子育て支援センター 毎週月～金曜日
※10日(木)は入園式の為なし
▽長島保育所 毎週水曜日

◎のびのび広場 8日(火)
◎おひさま教室③ 9日(水)
◎なかよしサロン 11日(金)
◎おひさま教室① 11日(金)
◎のびのびクラブ 15日(火)
◎のびのび広場 16日(水)
◎ピヨピヨ広場 17日(木)
◎おひさま教室② 17日(木)
◎おひさま教室③ 22日(火)
◎おひさま教室① 23日(水)
◎給食試食会 25日(金)
◎おひさま教室② 30日(水)



昨年ののびのびクラブの様子(サツマイモの苗植え)

詳しい活動内容・日程・場所については各施設、または子育て支援センター(平泉保育所内)☎46-2767までお問い合わせください。

平泉を掘る

木は身近な素材でいろいろな用途に用いられますが「木鉢」は出土例が少ない木器の一つです。

志羅山遺跡37次の土坑から出土した木鉢はケヤキをロクロと呼ばれる回転台を用いて作られた直径20センチに満たない椀型の器で、挽物(ひきもの)とも呼ばれます。達谷西光寺(たっこくせいこうじ)の池跡からは、ラグビーのボールを半分にしたような楕円形の木鉢が出土しています。これは長さが50センチ以上の大きさがあります。

泉屋遺跡14次の井戸跡からも似た形の木鉢が出土していますが、いずれも水分の多い土の中にあつたために木質が良好に残ったものと考えられます。

これらは、一本の木を内側や外側から刃物で削って形を整える技法で作られており、これらは割物(くりもの)と呼ばれます。

重要文化財紹介⑭

— 木鉢 —

客をもてなす宴会や何かの行事の際に食材を盛るなどして使われたことが想像される遺物です。

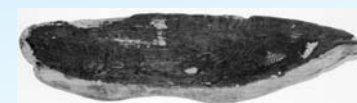


写真 木鉢3点(平泉町)

志羅山遺跡37次



西光寺跡池跡



泉屋遺跡14次

予防注射日程

期日	場 所	時 間
4月17日(木)	14区公民館	9:00～9:15
	長部地区交流センター	9:30～9:45
	小島神社鳥居付近	10:00～10:15
	20区コミュニティセンター	10:30～10:40
	旧小島小学校付近	10:55～11:10
4月19日(土)	長島体育館	11:25～11:55
	大佐公民館	9:00～9:15
	佐野公民館	9:30～9:40
	祇園公民館	9:50～10:00
	12区町浄水場付近	10:15～10:30
4月20日(日)	13区公民館	10:45～11:00
	2区公民館	11:15～11:30
	瀬原屯所付近	11:45～11:55
	3区雷神社付近	9:00～9:05
	戸河内コミュニティセンター	9:20～9:25
4月20日(日)	小野寺誠吉様宅付近	9:40～9:45
	4区ふれあいセンター	10:00～10:10
	5区公民館	10:25～10:35
	6区河原橋付近	10:50～11:00
	7区公民館	11:15～11:25
町保健センター	11:40～12:10	

春の狂犬病予防注射

「狂犬病予防法」により、狂犬病予防注射は年1回の接種が義務づけられています。

■日時…右表の通り

■接種対象…生後91日以上すべての犬

■料金…3,100円
(おつりのないように準備をお願いします)

▷注射時には、保健センターから送付されるハガキと注射料金を忘れずに持参してください。

▷注射中に犬が逃げ出すことのないよう、事前に首輪などの点検をお願いします。

▷排泄物の処理は、飼い主が責任を持って行ってください。

▷訪問注射を希望する場合や期間中に注射を受けられない場合は、後日動物病院に連絡の上、接種してください。

犬の登録も忘れずに

当日、注射会場では犬の登録も実施します。登録料は3千円(注射料金と別途)です。

■問い合わせ先…保健センター ☎46-5571